

平成29年3月16日

福井地方検察庁における記者会見等について

福井地方検察庁

福井地方検察庁は、下記のとおり、福井県司法記者クラブに所属していない一定の記者についても参加することができる定例記者会見等を開催することとしております。

記

1 定例記者会見等の開催

(1) 定例記者会見

月に2回程度、原則として、月の半ば及び月末の週の水曜日の午後4時30分から20分間程度、定例の記者会見を開催します。

(2) 臨時記者会見

重大事件の着手・起訴・判決時等の際、必要に応じて、臨時の記者会見を開催します。

なお、記者会見を行わない場合でも、必要に応じて、発表案件の概要等を記載した公表資料を配布することがあります。

2 参加対象者

定例記者会見等には、福井県司法記者クラブ所属の記者において参加できるほか、以下のaないしfの会員社（以下「各会員社」という。）に所属又はg、hに該当し、かつ、あらかじめ下記3による登録申請を行い、下記4による登録手続完了のお知らせを受けた記者において参加できることとします。

a 日本新聞協会会員社

b 日本専門新聞協会会員社

c 日本地方新聞協会会員社

d 日本民間放送連盟会員社

e 日本雑誌協会会員社

f 日本インターネット報道協会会員社

g 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる記者

h 以上のほか、aないしgに該当しない記者で、上記aないしfの各会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる記者

なお、各会員社に所属する記者の登録は、1社につき3名までとさせていただきます。

また、記者会見場の収容可能人員に限りがあることから、記者会見への参加希望者が多数の場合には、登録記者であっても、抽選又は受付順等の

適宜の方法で参加人員を限らせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

3 登録申請方法

登録申請を行う記者は、福井地方検察庁検察広報官宛てに、以下の書類の全てを郵送により提出してください。

(1) 登録申請書

[登録申請書]

(2) 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、上記 2 g に該当する記者については、外国記者登録証の写し、また、同 h に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピーをお願いします。）。

なお、上記各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真（4.5 cm×3 cm）1 枚を添付。

(3) 上記 1 g に該当するとして申請する記者は、以下のアに掲げるもの、同 h に該当するとして申請する記者は、以下のア及びイに掲げるもの
ア 直近 3 か月において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等（少なくとも毎月当たり 1 記事、計 3 記事以上）の写し

イ 記者としての十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記者が署名記事等を提供している各会員社において発行した証明書

[証明書ひな形]

(4) 登録申請に期限（締切り）はありません。

4 登録手続完了のお知らせ

登録手続が完了した記者には、後日お知らせします。

また、登録が認められなかった記者、又は、申請書類の補充を要する記者には、その旨お知らせします。

5 登録有効期限等について

登録の有効期限は、登録手続が完了した日の属する年度末（3月31日）までです。

なお、登録の更新手続は、上記有効期限の 1 か月前から行うことができます。

更新手続の詳細につきましては、おって、お知らせします。

6 記者会見のお知らせ

記者会見を開催するときは、各会員社に所属する記者については当該各会員社宛てに、上記 2 g 及び h に該当する記者については、当該各記者宛てに、電話等適宜の方法により、同会見の開始時刻等をお知らせします。

7 登録申請書郵送及び問い合わせ先

〒910-8583 福井県福井市春山1-1-54

福井地方検察庁 検察広報官宛て

電話 0776-28-8723

(年末年始を除く平日午前9時から午後5時までの間。
メール・FAXでの問い合わせには応じておりません。)

以 上

証 明 書

下記の記者は、当社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有することを証明する。

会 社 名 _____

代表者氏名 _____ (印)

担当者氏名・連絡先 _____

記

記者氏名 _____

活動実績等の概要
（署名記事を提供
した媒体の名称及
びその記事の概要
等）

